



2022年7月28日

各 位

会 社 名 株式会社テリロジー
代表者名 代表取締役社長 阿部昭彦
(コード番号 3356 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先
役職・氏名 執行役員経営管理部長 廣谷 慎吾
電 話 03-3237-3291

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせの一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日にお知らせいたしました「譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」の一部について、以下の通り、変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下線部が変更箇所になります。

記

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2022年8月12日から2025年8月11日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間（但し、本譲渡制限期間中に、割当対象者が当社又は当社子会社の従業員の地位から正当な理由により退職等した場合又は死亡により退職等した場合には、払込期日から当該退職等までの期間とする。）中、継続して当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、割当対象者が正当な理由により退職等した場合又は死亡により退職等した場合は当該退職等の直後の時点）をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、上記(1)の定めにかかわらず、当社の取締役会の決議により、払込期日である2022年8月12日において割当対象者が保有することとなる本割当株式の全部について、2022年6月23日に開催された当社の第33回定時株主総会第4号議案として承認された株式移転計画に基づく株式移転の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5)株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

【ご参考】

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

2022年6月23日

以 上